

		行番号	修正前	修正案	修正の理由	対応方針	理由
第1章 本仕様書について							
2	(3) 想定する利用方法	L564	果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、	さらには業務フローを参照することで運用の見直しが必要なのではないか、	標準パッケージの機能要件利用するにあたり、運用を見直さなければ真の意味でパッケージ機能を活用できないと考え、提言の一文を追加	2	ご指摘の踏まえ、運用の見直しの必要性について記述することとし、「限られた人員、財源の中で、果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、」と修正する。
3	・対象分野	L595	〇〇	共通仕様、宛名連携	標準パッケージを先行して定めるにあたって、後の共通的な要素でフィードバックされる機能全般について、記載した方が良いと思われる主要な要素を記載	2	複数の事務の共通的な機能ではなく、本仕様書の個別の機能として、入管法に基づく住所地届出や番号法に基づく個人番号カード関係を例示とする。
第2章 業務フロー等							
3.4	支援措置・通知	L740	仮措置連絡として「他市区町村」と「本籍地市区町村」あて電話連絡となっている	連絡は不要	支援措置受付市区町村（他市町村）が必要な町村を確認して申出書を送付するため、不要である	0	仮支援措置に関する通常事務と考えられるため、原案を維持する。
4.1.1	転入	L744	転入通知情報	転入通知情報、本人確認情報	必要なため	1	意見のとおり修正
4.1.1	転入	L744	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくくなるため、肯定形にすべき。	2	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.1.1.3	特例転入	L747	転入通知情報	転入通知情報、本人確認情報	必要なため	1	意見のとおり修正
4.1.2	転居	L751	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくくなるため、肯定形にすべき。	2	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.1.3	転出・届出	L754	記載なし	CSへの本人確認情報連携	異動日が届出日以前の場合連携が必要なため	1	転出届はあらかじめ行うこととされているが、事情により住所を移すまでの間に届出を行うことができない場合等には、転出をした日から14日以内に限り転出届を受理することができるとされており、この場合、転入通知を待たずに消滅し、CSへ本人確認情報を連携することとなる。
4.1.3	転出・届出	L754	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくくなるため、肯定形にすべき。	2	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.1.3	転出・消除	L756	・転出・消除 ・記載なし	・転出確定 ・CSへの本人確認情報連携	・統合端末の操作手引書での記載を参考にしました ・必要なため	(1つ目) 0 (2つ目) 1	(1つ目) 本仕様書において「転出確定」という用語は使用しないこととしている。 (2つ目) 意見のとおり修正
4.1.4	世帯変更	L769	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくくなるため、肯定形にすべき。	2	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.2.1.1	出生・届出	L778	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1	意見のとおり修正
4.2.1.1	出生・通知	L781	CSで本籍地へ法第19条第1項通知を送信する	送信しない	戸籍届出により附票を記載するので送信しない	0	出生の届出は、出生地であることができるとされている。出生地が住所地でも本籍地でもない場合、住所地市町村は、出生地市町村から住基法第9条第2項に基づく通知を受けた場合、本籍地市町村へ住基法第19条第1項通知を送信する必要があるため。
4.2.2	職権消除・法第30条の50通知	L788	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1	意見のとおり修正
4.2.2.1	死亡・届出	L791	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1	意見のとおり修正
4.2.2.1	死亡・通知	L794	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1	意見のとおり修正
4.2.3.2	職権修正・誤記修正・法第30条の50通知	L806	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1	意見のとおり修正
4.5.1 4.5.2	第30条の46転入、第30条の47届出	L830	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくくなるため、肯定形にすべき。	2	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.6.1	転出取消・申出	L846	・住基ネットCS ・記載なし	・住基ネット統合端末 ・CSへの本人確認情報連携	・統合端末での作業のため ・必要なため	(1つ目) 0 (2つ目) 1	(1つ目) BPMNの仕様に基づき、データストアは作業を実行する機械や業務を処理するサーバーを指すのではなく、当該タスクで生成もしくは利用されるデータの保管場所を示すため。 (2つ目) 意見のとおり修正
5.1	住民票の写し等の交付	L850	住基ネットCS	住基ネット統合端末	統合端末での作業のため	0	BPMNの仕様に基づき、データストアは作業を実行する機械や業務を処理するサーバーを指すのではなく、当該タスクで生成もしくは利用されるデータの保管場所を示すため。
7	連携	L871	記載なし	入管連携、統合宛名システム、中間サーバーへの副本の連携	必要なため	0	現在のDMM等ですでに対応済みのため
第3章 機能要件							
1.1.1	日本人住民データの管理	L1004 L1005 L977			「住民状態」、「住民種別」は各ベンダーごと異なる。データ移行が発生する場合に、問題にならないのであればこのまま特に定めなくてよい。	2	例示を加えた上で、定義については中間標準レイアウトによることを考え方理由に記載。
		L977	和暦で管理すること	和暦も管理すること	和暦でのデータ保持は煩雑になるため	0	対応しない（【考え方・理由】に記載の通り）
1.1.2	外国人住民データの管理	L1099 L1100 L1123			「住民状態」、「住民種別」は各ベンダーごと異なる。データ移行が発生する場合に、問題にならないのであればこのまま特に定めなくてよい。 宛名は、外国人の氏名が併記名との考えで作っているベンダー多数あり、詳しく説明したほうが良いのではないかと	2	例示を加えた上で、定義については中間標準レイアウトによることを考え方理由に記載。 また、外国人の併記名についての指摘の意図については考え方・理由に記載している。
		L1108	記載なし	・住居地の届出 ・上陸許可証による転入の旨	管理が必要なため 入管への報告で必要なため	1	意見のとおり修正

	行番号	修正前	修文案	修正の理由	対応方針	理由	
1.1.3	個人票／世帯票	L1142	なお、現在、データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体においても、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できるようにする場合については、当該機能を有しているものとみなす。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき	1	意見のとおり修正	
1.1.5	除票	L1504	1年に1回、自治体ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票について、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うものとする。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき 9.3にも定義がない	2	意見のとおり修正。併せて9.3の【実装すべき機能】にも追記。	
1.1.6	空欄	L1579 L1582	住民となった日	住民となった年月日	表記ゆれ	1	住民となった年月日に修正
1.1.6	空欄	L1562	記載なし	個人番号		0	休日、個人番号付番システムが稼働していないため、休日開庁時の出生時に個人番号未付番でも住民票の写しを発行する場合がある（考え方・理由にその旨を明記）
1.1.8	年月日の管理	L1632	住民記録システムとしては、みなし生年月日等は作成しない（「不詳」のまま、他システムと連携する。なお、不詳日の値については、住基ネットへ送付するコード定義に基づき規定する。）。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装しない機能」に記述すべき	1	【実装しない機能】に「みなし生年月日等を作成すること」を追記するとともに、【実装すべき機能】に「他システムには不詳のまま連携することとし、不詳日の値については、住基ネットへ送付するコード定義に基づき規定する。」を追記。	
1.1.9	年月日の表示	L1672	なお、これは証明書等で表示する際のルールであり、入力やデータの持ち方としては、和暦と西暦のどちらを用いても、記載・表示する際や他システム連携の際に適切に変換できれば差し支えない。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき	2	1.1.8の年月日の管理に「年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない」を追記し、1.1.9に「上記の記載・表示のための適切な変換機能を有していること」を追記。	
1.1.11	続柄	L1716 L1720	（例：夫の兄は、子の夫より上位） …以外の続柄（例：…、子（子の夫）、子（子の妻）…	子（子の夫）、子（子の妻）は、除外する	事務処理要領では、長男、長男の子、長男の長男は、第2順位として兄弟より上位グループとさせている。また、夫の兄と兄は同列に考えるものと思います。 『窓口事務質疑応答集』P314にこのケースで子（子の夫）との記載があります。	2	この項目における続柄の順位は削除。5.2で規定する世帯員の並び順について、事務処理要領における世帯票の世帯員の並び順にならって修正。
1.1.14	備考	L1794 L1821	…A類型については、異動履歴の管理に規定する異動履歴として管理し、備考には記載せず… …備考の文例や自動入力の事由は設けないこととする。	世帯主変更、世帯分離、世帯合併等の異動日は、住民票の写しの備考欄にしか表示しないので備考記載が必要です。 職権記載等も備考の記載が必要ではないだろうか（例：戸籍届出（又は通知）による修正、職権削除（削除日の記載は証明書に表示するが、「実態調査により」や「虚偽の届出により」などの事由は第三者請求には不要）備考の自動設定が必要です。	0	・A類型に関するものであり、異動履歴が統合記載欄に記載されることとなる。職権記載についても同じく異動履歴として記載される。 自動設定については実装しないことで整理済み（A類型については異動履歴の記載で整理済み）	
1.1.17	ふりがな	L1955	本人への確認の有無を示すフラグ	「実装すべき既往」においてふりがな確認フラグの定義を記載すべき	1	【実装すべき機能】を「本人への確認の有無を示すフラグ」に修正	
1.2.2	異動事由	L2128	出生、死亡の日以外の異動日に不詳の記載は設けない。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装しない機能」に記述すべき	0	既に【実装しない機能】に記載済み	
1.3.5	和暦・西暦管理	L2232	和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理できること。	元号の管理のみで対応可能 特に1926年を変換マスタで管理するのは困難	0	年月日の記載にあたり、和暦・西暦の変換のためのマスタは必須だと思われる。	
1.3.7	交付履歴の管理	L2263 L2264	・枚数 ・処分情報 を 追加	誤って発行した場合の証明書等は処分し、交付には至っていないことを追記する項目が必要なため。また、交付履歴データ削除は異動履歴の扱いと同様実装しない機能とする。	1	【実装すべき機能】に処分情報を、【実装しない機能】に交付履歴データを削除できることを追記。 理由としては構成員照会の結果、誤って発行した場合にその情報が管理されていることも重要との指摘があったことを踏まえて記載の旨追記。	
		L2273	保存期間を1年又は2年（まれに3年）と規定）が市区町村ごとに異なるため、市区町村が定められることとした。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき	0	すでに【実装すべき機能】に記載済み	
1.3.8	学区管理	L2282	この場合は2.1.4の検索機能もつけること。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき	2	他業務関係については、本仕様書の対象外とする。（第1章で整理）	
2.1.1	検索機能	L2324	履歴保持は、システム利用者ごと（ID単位）で実施できなければならない。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき	2	【実装すべき機能】に「システム利用者（ID単位）ごとで」を追加	
2.2.1	異動履歴照会	L2479	入力の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できるようにするため、入力場所の履歴照会機能は必要 届出日と処理日が異なる入力もあり、検索漏れを防ぐ必要があることから、どちらの日付でも照会を可能にする。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき	1	指摘を踏まえ、1.2.1（異動履歴）に規定する項目を用いて住民の異動履歴を照会できること、を追加	
3.4	支援措置	L2678	また、3.2（異動・発行抑止）にあるように、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこととしている。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装しない機能」に記述すべき	2	3.2（異動・発行抑止）は修文漏れ。その上で3.1の【実装すべき機能】に明記されており、準拠性の判断に疑義は生じない。	
4.0.5	世帯主変更依頼通知書	L2868	その一方で、一般市程度の人口規模の地方自治体からは、電話等の連絡手段を用いているとの意見もあったため、本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良いこととする。	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装しない機能」に記述すべき	0	すでに【実装すべき機能】に記載済み	
4.0.7	方書入力補助	L2912	方書から住所地番を候補として選択できる機能については、構成員内での議論の結果、実装していない自治体が多く、実装しなくても業務上支障がないという意見が多かったため不要	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装しない機能」に記述すべき	1	【実装しない機能】に明記する。	

	行番号	修正前	修文案	修正の理由	対応方針	理由
4.0.8	審査・決裁	L2977	仮登録の状態に住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成処理を不可にしたり、広域交付を発行停止にしたりするという考え方もあり得るが、そういった機能はシステムの負担が大きいため、本仕様書には含めない。			2 広域交付の考え方についても、コンビニ交付の考え方と合わせて実装すべき機能に記載。
4.0.10	一括入力	L3022 L3026	なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利用者ごと（ID単位）に実施することとする（2.1 検索機能）参照。 現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更して入力できる機能のニーズがあるとの意見があったが、誤記への懸念等から不要とする意見が多かったため、標準としては不要	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき ここでの「含めない」は仕様書のスコープ外とするという意味にとれない。 標準にしないという意味であれば、「実装しない機能」に明記すべき。	(1つ目) 2 (2つ目) 0	2.1.1の【実装すべき機能】に記載する。 後段は既に【実装しない機能】に記載済み。
4.1.0.3	住民異動届受理通知	L3096	出力し忘れがあったときのために、処理日に限らず、後日でも発行できる	削除		2 重複しているため、【実装しない機能】を削除
4.1.1.1	転入者情報入力	L3117	「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じであるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ日付を保持することとする。			1 但し書き部分を実装すべき機能に追記
4.1.1.2	再転入者	L3147	入力の抑止は行わない。			0 すでに【実装すべき機能】に記載済み。
4.1.1.3	特例転入	L3181	その際、入力したデータの修正が必要な場合には	その際、転出証明書情報は自動受信され、反映されたデータの修正が必要な場合には	【考え方・理由】において、確実に実装されるよう、と記載がなっていました。つまり、電子的な連携を意味すと解釈し、本仕様の目的「デジタル化に向けた基盤整備を行う」に繋がる考え方に値し、かつ事務効率に繋がると考えたため。	1 【考え方・理由】が明確になるため意見を採用する
4.1.3.0.1	届出日以降の異動	L3234 L3352	【実装しなくても良い機能】 住基カード保有者	【実装すべき機能】 住基カードまたは個人番号カード保有者	準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装すべき機能」に記述すべき 作業が必要なため	0 原則としては、転出と併せて世帯変更の処理を行う場合も、世帯変更の処理は、過去の異動日であることから、原案を維持 1 意見のとおり修正
5.2	世帯員の並び順	L4394	親族グループ内は、筆頭者を同じくする（※1）		本件についてご検討されてきたと推察しておりますので、下記内容はあくまでも参考でございます。 ケースとして下記の場合はどうか 「夫（世帯主）・妻・子」の三人で住民登録、記載順もこのとおりであった世帯。 相続対策で、妻が夫親戸籍の養子縁組届出 世帯主と妻の関係は変わらないものの、妻の本籍・筆頭者が変わる。この場合、標準仕様書案だと記載順位は、夫（世帯主⇒子⇒妻）となるのか。 また、父親と同居し、父親が世帯主の場合、 夫親父（世帯主）、夫親母（妻）、夫の妻（子の妻）、夫（子）、夫の子（子の子）という記載順位になると推察する。 以上を鑑みると、単に続柄順で良いのではないかと。 1 番目のケース 夫（世帯主）、妻（妻）、子（子） 2 番目のケース 夫親父（世帯主）、夫親母（妻）、夫（子）、夫の妻（子の妻）、夫の子（子の子）	2 事務処理要領における世帯票の世帯員の並び順にならって修正。
5.2	世帯員の並び順	L4394	親族グループ内は、筆頭者を同じくする世帯員を…		妻（末届）は、筆頭者が異なるので下位になってしまいます。	2 事務処理要領における世帯票の世帯員の並び順にならって修正。
7.1.1.1	CSへの自動送信	L4692	送信データを手入力で作成し、送信できること。	送信データを手入力でも補完でき、送信できること。	【考え方・理由】に「自動連携方式を想定する。」としていることから、手入力で作成しと明言するのは避けたいと考える。 4. 1. 1. 3の特例転入のCS連携でも、自動連携方式を意識して意見を述べています。	1 指摘のとおり修正
7.1.2.1	個人番号の生成・変更・修正要求	L4793	記載なし	中間サーバーへの副本の連携	必要なため	0 中間サーバーへの連携については、「7.1.2.3団体内統合宛名システムとの連携」において記述していることから、「7.1.2.1.個人番号の生成・変更・修正要求」では記述する必要はないと考える。
7.2.1	地域情報プラットフォーム標準仕様にに基づく連携	L4865	数分間隔でのFTP連携	数分間隔でのFTPなどによるファイル連携	共有ディスクなど他のプロトコルを積極的に禁止する必要がないため	1 意見のとおり修正
7.2.2	他業務照会	L4903	投票権の有無や登録年月日・抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要。		準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装しない機能」に記述すべき	1 意見のとおり修正
9.5	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	L5307	PDF又はCSV	PDFまたはCSV形式のテキストファイル	PDFはデータフォーマット、CSVは書式であって、並列に書くのはおかしい。CSVファイルをPDFで出力することも原理的には可能	1 意見のとおり修正

		行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針	理由
10.1	EUC機能他	L5485	なお、EUC機能を使用する際に、オンライン処理に影響が出る場合は、アラートを表示することも検討したが、実装すべき機能としてオンライン処理に影響が出ないことを盛り込んだため、このようなアラートの表示は不要と整理した。		準拠性の判断理由となるもの（ルールとなるもの）については「実装しない機能」に記述すべき	2	【考え方・理由】を削除
10.7	印刷	L5764	外字等を入力するためにコピー・貼り付け機能を多用している地方自治体もあるため、端末のセキュリティを確保した上で標準案に盛り込むこと。		不明	2	盛り込むこととした、の誤り。また、前段落のアクセスログについては削除漏れのため併せて修正
第4章 様式・帳票要件							
第5章 データ要件							
30.2	文字	L7314 L7322	氏名	氏名等	脱字	1	意見のとおり修正
第6章 非機能要件							
第7章 用語							

住民記録システム標準仕様書（案） 意見照会結果〔準構成員〕

0:対応しない 1:意見を反映 2:修正して反映

参考資料 2

該当項目	行番号	修正前	修正案	修正の理由	対応方針	理由
第1章 本仕様書について						
2	目的					
	(3) 想定する利用方法	L567	制度改正時は、関係者の関与の下、標準仕様書を更新し(※)、それに基づいてベンダがクラウド上で一括してシステムを更新し、制度改正のたびごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行わなくても対応できるようにすることも想定している。	(この文の後に追記) また、自治体行政のデジタル化に寄与する総合窓口等の新たな仕様の標準化が必要になった場合も、同様に標準仕様書を更新する。		既存機能に係る制度改正だけでなく、新たな分野で標準を追加するケースがあると想定します。
					2	ご指摘を踏まえ、制度改正に限定することなく、新たな技術が開発された場合等デジタル化の進展等に併せて標準仕様書を更新することを記述する。
3	対象					
	(3) 対象項目	L631	以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっている場合等についてはこの限りでない。 ・画面要件	(「画面要件」の後に追記) ・ヘルプやガイド等、業務実施に必須ではないが操作性を向上する機能		操作性は標準を定めるのが困難であり、また、標準仕様策定後のベンダーの競争領域であると考えます。
					2	操作性要件については、原則として規定しないこととし、「ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能」と修文する。なお、ヘルプ機能については、10.5に記述あり。
第3章 機能要件						
1 管理項目						
1.1 住民データ						
1.1.1	日本人住民データの管理	L986	・転入前住所(国外を含む。)	・転入前住所(国外を含む。)、転入前住所コード及びその郵便番号		住民基本台帳ネットワークに転入通知情報を送信する際に住所コード(転入前住所コード)が必要。また、転入前住所別の統計を取る等の処理時に必要となります。
		L990~991	・当該住民票を削除した事由、転出により削除した旨	・当該住民票を削除した事由、転出により削除した旨		・住民票を削除にするのは削除ではなく削除です。
		L992	・転出先住所(予定)及びその郵便番号	・転出先住所(予定)、転出先住所(予定)コード及びその郵便番号		・住民基本台帳ネットワークに送信する際に住所コード(転出先市町村コード)が必要です。また、転出先別の統計を取る等の処理時に必要となります。
		L993	・転出先住所(確定)及びその郵便番号	・転出先住所(確定)、転出先住所(確定)コード及びその郵便番号		・転出先別の統計を取る等の処理時に必要となります。また、連携する各種システム(納税関係システム、選挙システム)にて本人や世帯主宛の郵送物や転出先市区町村への通知書・照会書を送付する際に必要になります。
		L1013	転入と同時に婚姻した場合の旧氏	転入と同時に婚姻した場合の旧氏		制度上の旧氏なのか、単なる旧氏なのか判別できるようにすべき。
		L1013	転入と同時に婚姻した場合の旧氏	(削除する)		「1.1.14備考」の「婚姻前の氏」と重複するため不要である。
		L1017	・小学校区、中学校区	・削除		・小学校区、中学校区を転入学通知のために保持することになりますが、転入学通知の標準実装に反対です。理由は7.3.1に記載します。
					1	他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
1.1.2	外国人住民データの管理	L1034	(記載なし)	「通称の記載及び削除に関する事項」を記載する。		転入の際、転出証明書に記載された通称の履歴を登録する必要がある。
		L1056	旧外登法による登録年月日	(削除)		当該項目を管理する理由が見つからない。不要では?
		L1085~1086	・当該住民票を削除した事由、転出により削除した旨	・当該住民票を削除した事由、転出により削除した旨		・住民票を削除にするのは削除ではなく削除です。
		L1111	・小学校区、中学校区	・削除		・小学校区、中学校区を転入学通知のために保持することになりますが、転入学通知の標準実装に反対です。理由は7.3.1に記載します。
					1	他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
1.1.5	除票	L1291	特別養子縁組の場合に養子の除票に係る転出先の住所を空欄にできること。	転出の際に転入先で特別養子縁組の届を出す申出の場合、養子の除票に係る転出先の住所を空欄にできること。		転出先の住所を空欄にすべきタイミングが示されていないため。
		L1300	削除後150年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理すること。			150年過ぎた場合はデータから削除すべきとも読み取れるが、その点が明記されていないので、記載した方がよいと考える。 (150年過ぎても保持しておいてもよいと考える。)
		L1527	なお、失踪宣告の取消し等によって、住民票の削除を取り消す場合は、「4.6 異動の取消し」によることとなる。	削除		民法第31条の失踪宣告の取消しは、間が7年以上経過しており、居住実態があったとは考えにくい。また、除票は5年経過したら除票用データベースに移るため、取消し対象とはなりません。死亡からの取消しと同様に、居住実態や理由を確認した上で、職権記載するのが正しい事務と考えます。
					2	特別養子縁組の成立に伴う転出の場合に、を追加
1.1.6	空欄	L1546	戸籍の表示	・本籍、筆頭者 ・氏名を【空欄と許容しない項目】に追加した方がよいと考える。		・1.1.1、1.1.2に「戸籍の表示」という項目が定義されていないので、項目名を合わせるべきと考える。 ・通常業務では氏名が空欄とすることが考えられないため、また、氏名がない場合は、業務に差支えが生じると想定される。
					(1つ目) 2	意見を踏まえ、戸籍の表示(本籍・筆頭者)と記載
					(2つ目) 0	出生の場合には氏名について空欄が許容される。
1.1.8	年月日の管理	L1624 L1638	暦上以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)	うるう年でない年における2月29日		暦上以外の年月日とする、許容する範囲が明確でないため (2/30、4/31等もOKか?)
					0	【考え方・理由】に記載の通り、戸籍の取扱いに準拠するもの。
1.1.15	支援対象者管理	L1839		削除		支援措置管理対象者については、住民記録だけでなく他業務にも影響があることから住民記録システムとして管理する項目を規定するのは適切ではないと考えます。(住民記録システムとして実装すべき機能が3章以降に記載されており、その記載で充足しているという考えです。)
		L1883	・戸籍の附票の写しの交付(本籍、前本籍、前々本籍等)	・戸籍の附票の写しの交付(本籍、前本籍、前々本籍等 最大5箇所)		除票150年になると、通知先本籍が限りなく増えていきます。上限を決めて頂けると大変助かります。
					0	通知先の上限を定めることは困難。
1.1.17	ふりがな	L1945	なお、ふりがなについては、ひらがな又はカタカナのいずれで管理してもかまわないが、CSへの送信の際はひらがなに変換して送信できること。	なお、ふりがなについては、ひらがな又はカタカナのいずれで管理してもかまわないが、CSへの送信の際は住民基本台帳ネットワークにの仕様に合わせて送信できること。		住民基本台帳ネットワークでは、単純にひらがな変換しているのではない為、誤解を招かない、また仕様変更になっても改訂が発生しないように参照すべき資料を提示した方がよいと考えます。
					1	意見のとおり修正
1.2 異動履歴データ						
1.2.2	異動事由	L2045~2078		※適切な異動事由をご検討いただきたい。		①「転出取消」と「転入通知受理」は必要と考えます。これらの異動にマッピングできる異動事由がない。※転出取消は住民票写しに異動履歴を記載すると想定した場合。 ②住民票記載事項項目でないデータを修正するための異動事由が必要と考えます。※郵便番号や学区区などを修正する異動事由。 ③「20.0.3異動履歴の記載」のL6227~6229(性別変更、特別養子縁組)に対応する異動事由の記載がない。住民票写しに記載する異動履歴なのか否かが判定できない。 ④「20.0.4異動履歴の記載の修正」のL6396~6413(例4)に対応する異動事由の記載がない。逆りの誤記修正なのか最新データに対する誤記修正なのか判定できない。
		L2056	・国内転入	・国内転入(出生転入を含む)		・出生転入を転入扱いすることがわかるようにしていただきたいです。
		L2065 L2077	・再製	・削除		・住基法における再製というのは存在するのでしょうか。令12条に基づく職権記載と同義になると考えます。
		L2066	・異動の取消し(増)	・異動の取消し(増)(例:虚偽・錯誤・誤処理による職権回復等)		・事務がわかるように例をつけていただきたいです。
		L2075	・職権削除 (例:実態調査、失踪の届出に基づく職権削除等)	・職権削除 (例:実態調査に基づく職権削除等)、失踪宣告		・失踪の届出というのは法令上存在しません。蒸発による届出は不現住職権削除が該当します。失踪と失踪宣告は異なります。民法30条に基づく失踪宣告(死亡と見なされる)は別であるべきと考えます。戸籍があって国内のいずこかで存命している職権削除と、裁判所手続を経て戸籍も死亡と見なされ、日本国籍がなくなっている失踪宣告は意味が異なります。
		L2078	・異動の取消し(減)	・異動の取消し(減)(例:虚偽・錯誤・誤処理による職権削除等)		・事務がわかるように例をつけていただきたいです。
					0	①転出取消については異動の取消し(増)、転入通知受理については異動ではない。 ②住民票記載項目でない修正については異動事由ではない。 ③性別変更については明らか。養子縁組についてはB類型と併せてチェック可能となるよう1.1.14を修正。 ④異動事由としては誤記修正につけるため修正しない
					2	4.2.1.1の考え方理由に記載の内容について、4.1.0.1の実装すべき機能にも記載。
					0	令16条に再製は規定されている。
					1	意見のとおり修正
					0	戸籍法94条の規定により、失踪宣告の届出がされた旨、住所地市町村に通知されたことをもって職権削除され、失踪宣告をもって職権削除されるものではない。
					1	意見のとおり修正

該当項目	行番号	修正前	修正案	修正の理由	対応方針	理由
	L2098	・異動の取消し（修正）	・異動の取消し（減）（例：虚偽・錯誤・誤処理による職権修正等）	・事務がわかるように例をつけていただきます。		1意見のとおり修正
	L2108	出生、死亡の日付以外の異動日を不詳日として管理できること。	（削除）	記載誤りではないか。当章に関係ない記載であるため。		1意見のとおり修正
1.3 その他の管理項目						
1.3.7 交付履歴の管理	L2269	なお、個人番号カードや住基カードの交付の履歴は、	なお、住民票写しの証明書広域交付の履歴は、	カードの交付履歴は通知されてきます。証明書広域交付の誤りではないでしょうか。		2カードの発行状況についてはCSから取得可能であるため、考え方・理由をこれを踏まえた記載に修正
1.3.8 学区管理	L2276 ～ L2283	1.3.8学区管理 （No. ● ○） 【実装すべき機能】 小学校区・中学校区をマスタ管理・表示できること。 【考え方・理由】 7.3.1の機能を実装する場合は必要。この場合は2.1の検索機能もつけること。	削除	小学校区、中学校区を転入学通知のために保持することになりますが、転入学通知の標準実装に反対です。理由は7.3.1に記載します。 尚、転入学通知を実装するのであれば、次年度学区管理も必要となります。		1他業務関係については、本仕様書の対象外とする。（第1章で整理）
2 検索・照会・操作						
2.1 検索						
2.1.1 検索機能	L2321		検索履歴の件数を記載すべき	全ての検索履歴を保持する必要はないと考えるため、例えば、直近50件等の規定があった方がよいと考える。		2意見を踏まえ、「一定の件数」を保持できること、とする。
2.1.4 学区検索・学区表示	L2453 ～ L2462	2.1.4学区検索・学区表示 （No. 30・31（検索・照会／学区検索・学区表示）） 【実装すべき機能】 入力した住所に応じて小学校、中学校の表示ができること。 小中一貫校・中高一貫校の前期3年間に対応した学区表示ができること。 【考え方・理由】 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、住所異動による学区の表示は窓口案内で必須な機能である等の理由から、本機能が必要との意見が多数であったため、実装すべき機能とする。	削除	小学校区、中学校区を転入学通知のために保持することになりますが、転入学通知の標準実装に反対です。理由は7.3.1に記載します。 尚、転入学通知を実装するのであれば、次年度学区管理も必要となります。		1他業務関係については、本仕様書の対象外とする。（第1章で整理）
2.2 照会						
2.3 操作						
3 抑止設定						
3.3 削除対象者記載	L2625		削除された世帯構成員が再転入して別世帯となった場合は、世帯確認画面等から表示されなくなること。	「4.1.1.2 再転入者」の項目で、再転入者は宛名番号を引き継ぐとされていることから、再転入した場合、除票は再転入者に紐づくため、転出時の世帯では表示されなくすべき。		0ご指摘の場合については別世帯で表示されるべきことは疑義がないと考えられる。
4 異動						
4.0.3 異動日・処理日	L2841～2842	【考え方・理由】	（削除）	削除漏れと考える。		1意見のとおり修正
4.0.8 審査・決裁	L2937 ～ L2939	・証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書コンビニ交付において、仮登録中及び仮登録前のデータに基づく証明書を発行できないようにする	証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書コンビニ交付において、仮登録中のデータに基づく証明書を発行できないようにする（仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする）。	・仮登録中の状態をコンビニ交付システムや他業務に通知すると、多大な電文量が発生します。これは前版のとおり、仮登録のまま発行されて問題ないと考えます。		1意見を踏まえ、「仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。（仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする。）」に修正。
	L2963 ～ L2967	・コンビニ交付においては、仮登録状態のデータがある場合は、仮登録前の情報についても発行不可としているため、取扱いを合わせるために、住民記録システムや他業務システム、また、証明書コンビニ交付のいずれにおいても、仮登録状態のデータがある場合の証明書発行はできないこととする。	・削除	・「仮登録前の情報についても発行不可としているため」とありますが、していません。そのようなインターフェースも存在しません。 前項のとおり、仮登録中の状態をコンビニ交付システムや他業務に通知すると、多大な電文量が発生します。		1上記に合わせて修正。
4.1 届出						
4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等	L3045	市区町村長は、法第4章又は第4章の3の規定による届出があつたときは、	市区町村長は、法第4章又は第4章の3の規定による届出があつたときは、	誤字		1意見のとおり修正
4.1.0.3 住民異動届受理通知	L3069		転入・転居・転出・世帯変更の異動において	住民異動届受理通知の出力対象異動が総務省殿の事務連絡で示されている通り、対象の異動事由も記載した方がよいと考える。また、上記、異動事由以外の時に発行できることを【実装しない機能】に追加すべきと考える。		2転入届、転居届、転出届（特例転出を除く。）及び世帯変更届、並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手続において、を冒頭に追記
	L3074	出力内容は届出年月日、異動事由、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、宛先は異動前住所・届出者本人とすること。	出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。	住民異動届受理通知を届出者に送付したのでは虚偽届出を検出できないので意味がありません。L3076と間違えて修正されたのではないのでしょうか。		0「住民異動届審査時における本人確認の取扱いについて」（平成17年2月23日総行市第175号）による。
4.1.1 転入						
4.1.1.2 再転入者	L3146	3情報（氏/名・性別・生年月日）	2情報（性別・生年月日）	氏名をAnd条件で含める場合に、漢字の文字コードが違い、抽出されないおそれがあるため		23情報（氏名・性別・生年月日）のうち、2つ以上の情報が一致した場合にアラートをかけるよう修正。
	L3127	在留カード又は	在留カード番号又は	項目名の曖昧性の除去のため。		1意見のとおり修正
4.1.1.4 未届転入	L3192	未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載すること。最終登録住所は備考に任意記載項目としてとして入力できること。	未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載すること。最終登録住所は備考に任意記載項目としてとして入力できること。 未届地が複数存在した場合の取扱い	未届地が複数あっても住民票上直近のものを記載することは明記されましたが、それ以外の取り扱いを記載する必要が有ると考えます。7.1.1.1 CSへの自動送信でも特段記載されておりません。今後各自治体より質問が発生すると想定します。		24.2.1.1の記載ぶりと統一を図る。なお、7.1.1.1については記載済み。
4.1.2 転居						
4.1.3 転出						
4.1.3.0.1 届出日以降の異動	L3231	住基カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出証明書に記載できること。	（削除）	継続利用の希望は、転入先で確認すべき事項のため、転出市町村での調査は不要と考える。		0APPLIC意見を踏まえ追記することとした。
	L3231～3232	住基カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出証明書に記載できること。	（削除）	ニーズが不明。自治体構成員様の意見を確認していただきたい。		0APPLIC意見を踏まえ追記することとした。
	L3231	住基カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出証明書に記載できること。	個人番号カードまたは住基カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出証明書に記載できること。	記載漏れ		1意見のとおり修正
4.1.3.0.2 転出先入力	L3255-3256	転出先住所（予定）の情報が入力でき、都道府県だけの入力及び市区町村だけの入力にも対応できること。	転出先住所（予定）の情報が入力でき、市区町村だけの入力にも対応できること。	※弊社があげた課題ですが、取り下げます。 以前、「沖縄県へ行く予定だが、どの市町村に住むかは決めていない。県まで入力する方法はないか？」と市町村より問い合わせがありました。しかし、住記ネットで転出情報をやりとりしている現在では、県迄の入力ができないことから、実現不可の機能であるため。		1意見を踏まえ修正（元に戻す）
	L3255	都道府県だけの入力	（削除）	県だけを指定すると、転出証明書情報送信時にエラーとなるため、不要と考える。		1意見を踏まえ修正（元に戻す）
4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理	L3420	CSから受信した転入通知書を基に、住所辞書を用いて、転入先住所の郵便番号を登録できること。	CSから受信した転入通知書を基に、住所辞書を用いて、転出先住所の郵便番号を登録できること。	転入先住所⇒転出先住所の誤り。		1意見のとおり修正
4.1.4 世帯変更						
4.2 職権						
4.2.0.1 職権による住民票の記載等	L3647	また、出生等により前住所が存在しない場合は「空欄」とすること。		この記載では解釈がぶれます。 「空欄」という文字を入力するのか、空欄なのか。前者であれば、「「空欄」と入力すること。」、後者であれば「空欄とすること。」としてほしい。		1「空欄とすること」に修正

該当項目	行番号	修正前	修正案	修正の理由	対応方針	理由
4.2.0.5	申出を受けた職権記載等	L3617	システム上それがわかるようにすること。			
4.2.1	職権記載					
4.2.2	職権削除					
4.2.2.2	失踪	L3741 ～ L3749	4.2.2.2失踪 (No. 139 (失踪/異動条件)) 【実装すべき機能】 失踪の処理においては、異動事由として、1.2.2に規定するものうち、職権削除等を入力できること。 【考え方・理由】 失踪の処理について、本仕様書では、1.2.2異動事由に記載の通り、職権削除等として扱うこととしている。	4.2.2.2失踪 (No. 139 (失踪/異動条件)) 【実装すべき機能】 失踪の処理においては、異動事由として、1.2.2に規定するものうち、職権削除等を入力できること。 【考え方・理由】 失踪の処理について、本仕様書では、1.2.2異動事由に記載の通り、職権削除等として扱うこととしている。		
4.2.3	職権修正					
4.2.3.0.1	修正	L3758	また、ふりがな、続柄及び性別については空欄への修正もできること。			
4.3	住民票コードの異動					
4.5	外国人住民のみに関係する異動					
4.6	異動の取消し					
4.6.0.1	異動の取消し	L4217	(追加)	なお、①については職権回復・転出取消、②については職権削除、③については職権修正の処理の中で、取消を表す情報を補足する形でもよい。		
4.6.1	(申出による)異動の取消し					
5	証明					
5.1	証明書記載事項	4318～4319	なお、認証文を印字する最終ページの判定には、通称記載削除事項のページを含まない。	なお、別紙により通称記載削除事項を出力する場合は、別紙を含めた最終ページに認証文を出力すること。		
5.5	発行番号	L4481-4482	発行年月日・市区町村名・発行端末番号・発行プリンタ番号・各プリンタから発行された順に付された番号・ページ数/総ページ	発行年月日・市区町村名・発行端末番号・発行プリンタ番号・発行された順に付された番号・ページ数/総ページ		
6	統計					
6.1	統計	L4609	(記載なし)	「件数等の集計値の算出と、その集計値の根拠となるデータを出力できること」を記載する。		
7	連携					
7.1	CS連携・番号連携					
7.1.1	CS連携					
7.1.1.1	CSへの自動送信	L4671～4681	「自動送信」の文言	「送信」に変更		
7.1.1.2	整合性確認	L4713	定期的に	削除		
7.1.1.4	カード管理システム連携	L4782	「自動送信」の文言	「送信」に変更		
7.1.2	番号連携					
7.2	庁内他業務連携					
7.3	他業務関係					
7.3.1	転入学通知等	L4986				
		L4986 ～ L4995	7.3.1転入学通知等 (No. 62 (証明発行/就学通知)) 【実装すべき機能】 日本人・外国人で、学齢児童が校区変更を伴う異動をした場合、転入学通知が出力できること。 【考え方・理由】 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、窓口案内で必須な機能である等の理由から、本機能が必要との意見が多数であったため、実装すべき機能とする。	削除		
9	バッチ					
9.2	異動・発行抑止対象者	L5249	発行抑止対象者一覧表を作成できること。	発行抑止対象者一覧表を把握できること。		
9.3	除票用データベースへの移行	L5268～ L5270	5年を経過した除票について、住民記録システムデータベースから除票用データベースへ移行し、同時に住民記録システムデータベースから削除できること。	5年を経過した除票について、世帯票/個人票に関わらず住民記録システムデータベースから除票用データベースへ移行し、同時に住民記録システムデータベースから削除できること。 一括改製を行う場合は、5年を経過していなかったとしても、改製原が世帯票/個人票に関わらず除票用データベースへ移行することも可とする。		
9.8	出生経過滞り者	L5392	E U CEUC	EUC		
		L5392	E U CEUCで対応可能であり、	E U Cで対応可能であり、		
10	共通					
10.7	印刷	L5744	ハードコピーのマスク化機能及び	(削除)		
11	エラー・アラート項目					
11.1	エラー・アラート項目	L5856	11 世帯主が複数人存在する場合			

該当項目	行番号	修正前	修正案	修正の理由	対応方針	理由
	5859	なお、外国人にちはミドルネーム	なお、外国人についてはミドルネーム	誤記	1	意見のとおり修正
第4章 様式・帳票要件						
20.0.1 様式・帳票全般	L5937	仮登録内容の確認用帳票	(実装すべき帳票に移動)	4.0.9で、入力確認を確認用帳票で実施させることになっているため、必須機能と考える。	1	意見のとおり修正
	L5914	・転入通知未着照会書	削除	・事務の目的からいえば戸籍附票照会書と同じです。住基ネットで転入通知が行われる現在において、郵送事故等で転入通知が届かないことはほとんどありません。戸籍附票照会をする方が合理的ですので、戸籍附票照会を削除するなら転入通知未着照会書も削除する方がよいと考えます。 ・内部帳票に該当します。標準化対象外となるはずですが。 ・事務処理要領にもない事務です。先に事務を規定するべきと考えます。 ・7.3.1 転入学通知等に記載したとおりです。住基法の枠で様式を標準化することはできません。 ・8.3 特別永住者では実装してもしなくてもよい機能となっているのに、帳票は【実装しない機能】に含まれるのは誤っていると考えます。 ・総合窓口的な機能はまだ議論の余地があるため、【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。 ・既存住基システム改造仕様書（J-LIS）で規定されている文書です。【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。 ・総合窓口的な機能はまだ議論の余地があるため、【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。 ・転入通知未着照会書があるなら、こちらも実装を標準化した方がよいと考えます。 ・4.5.6出入国在留管理庁通知に基づく修正及び消除の項で「特別永住者を除き自動で取り込みできること」とあります。そのため、保留にしたことをわかる方法を提供する必要があります。内部帳票につき標準化は不要ですが、【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。	(1つ目) 0 (2つ目) 0 (3つ目) 0 (4つ目) 1 (5つ目) 1 (6つ目) 2 (7つ目) 1 (8つ目) 1 (9つ目) 0 (10個目) 1	(1つ目) 転入通知未着照会書 → 転入通知未着照会書は転入しているかの確認のための照会であり、戸籍附票照会書とは目的が異なる。また、様式・帳票の照会において、「ニーズが高く、逐条解説において転入通知未着のケースに言及している」ことから標準案を示すこととしたものであり、原案を維持する。 (2つ目) 転入通知未着者一覧 → 転入通知未着照会書を突出する上で基となる一覧のため、原案を維持する。 (3つ目) 職権記載等通知書 → 政令第12条第4項に規定あり。4.2.0.1に職権記載等通知書の出力について規定していることから標準を示しているもの。 (4つ目) 転入学通知書 → 他業務関係については、本仕様書の対象外とする。（第1章で整理） (5つ目) 特別永住者証明書未切替通知書【P】、特別永住者証明書切替通知書【P】 → 8.3.1に基づき、特別永住者切替案内及び特別永住者切替異動者リストに修正をした上で、指摘のとおり、【実装してもしなくても良い機能】としてとする。 (6つ目) 汎用窓空封筒用通知書 → 住基事務とは捉えられないことから、本仕様書の対象外とする。 (7つ目) 送付先情報突合結果通知 → 指摘を踏まえ、【実装してもしなくても良い機能】に修正する。 (8つ目) 住居表示のお知らせ/区画整理のお知らせ → 9.7を踏まえ、【実装すべき機能】とし、様式も追加する (9つ目) 戸籍附票照会書 → 転入通知未着照会書とは目的を異にするものであり、取扱いを揃える必要はない。 (10個目) 入管庁通知情報特別永住者保留リスト → ご指摘を踏まえ、【実装してもしなくても良い機能】とする。
20.0.2 各項目の記載	L6176	また、同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更したものとして、履歴を記載すること。	削除	実際に氏名の記載が変更になったわけではなく、婚姻した旨については少なくとも筆頭者の変更によって判別できると思われ、不要と考えます	0	先日のAPPLIC TFからも御意見を頂き、戸籍上、氏が変更したもとして扱われることを法務省に確認した上で、履歴を記載することとしたもの。
20.0.4 異動履歴の記載の修正	L6342	20.0.3（異動履歴の記載）により住民票の写し等の証明書に記載される異動履歴については、修正できること。 その場合、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴と別に、証明書に記載される異動履歴を管理し、これを修正することとし、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴は修正しないこと。	検討すべき	住民票の写し等に記載される異動履歴と、異動履歴の管理で管理される異動履歴を別に管理する場合、管理項目が増え、煩雑になる可能性が大きい。 住民票の写し等に記載する異動履歴と、異動履歴の管理で管理する異動履歴は同一管理とすべきと考える。 住民票の写し等への印字の際に編集できるようにすべきと考える。	0	提案いただいたやり方だと、印刷の度に記載内容を修正をする必要があることから、事務が繁雑となると考えられることから、原案を維持する。
20.1 住民票の写し等	L6500	転入前住所含む。）	転入前住所（国外を含む。）	誤削除と思われる。	1	ご指摘のとおり修正する。
20.1.1 住民票の写し	L6545	平成 2年 1月 1日 令和 元年 6月 6日異動	平成2年1月1日 令和元年6月6日異動	戸籍システムの日付は、改ざん防止の観点から、1桁の場合は詰めている。住民票のサンプルを張り付ける場合は、日付の印字方法をどのようにするか、明記しておかないと、バラバラになる可能性があるため。 ※過去実際に、生年月日 2日生まれの人が、1を書き足して、12日とし、ブラックリストの照合を回避して、お金を借りた事件が某市でありました。交付のログがあり、市が訂正していない事が証明できたため、市の責任を問われる事はありませんでした。	1	ご指摘のとおり、各様式等レイアウトに「改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は詰めて記入し、スペースができないようにすること」というコメントを追加。
	L6490	・旧氏	・旧氏（日本人住民のみ）		1	ご指摘のとおり修正する。
	L6500	転入前住所含む。）	転入前住所	誤記 (国外含む、の旨を削除する際の誤りと思われる)	2	「（国外を含む）」と表記すべきところ、反映ができていなかったもの。
20.1.3 住民票の除票の写し	L6651-6652	「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」又は「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」		1.1.4に「特別な事由（特別養子縁組、特別養子縁組の解消、性別の変更）がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、 デフォルトでは、特別な事由の履歴は記載しないようにすること 」という事は、住民の要求によらず、自治体側の判断で記録している内容を、証明しないようになる。 原本と相違する内容を証明する事となるが、認証文はこのままで良いか？※以前にも、確認しましたが再確認です。	0	住民票の写しには、原本の内容がそのまま全て表示されるわけではないことから、原案を維持
	L6633	住民票の除票の写し（世帯連記式を除く）のレイアウトの考え方	住民票の除票の写しのレイアウトの考え方	連記式は対応しない旨を明記しているので、「連記式を除く」旨は不要と考えます	1	ご指摘のとおり修正
20.1.4 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	L6657	(記載なし)		・（実装すべき機能に以下を追記）氏名、生年月日及び住所については必ず表記すること。ただし、性別については、記載は任意とすること。 ・本籍については選択により、都道府県のみ出力することができること。その際、項目名は「本籍（都道府県のみ）」とすること。 ・（実装しない機能に以下を追記）労働基準法第111条代用証明を発行できること。	(1つ目) 0 (2つ目) 1 (3つ目) 1	(1つ目) 総務省通知（平成28年12月12日総行住第198号）により、性別の記載を省略した住民票の写しの交付請求があった場合、性別を記載しない住民票記載事項証明書の交付を請求させることとして差し支えない旨通知しているが、当該対応については、20.1.4の【実装すべき機能】において、住民票記載事項証明書の記載項目を任意に選択できる機能を記載済みであり、当該機能で対応可能と考える。 (2つ目) 実例上、本籍について、都道府県名のみ表示することも許容されており、修正意見を踏まえ、都道府県名のみ出力する機能を記載する。 (3つ目) 労働基準法第111条代用証明に関するご指摘について、実装しない機能に追加したうえで、用語集の記載内容を参考に【考え方・理由】にも追記する。
20.2 転出証明書等	L6690	転出証明書のふりがなは、不要		ふりがなの記載がない場合、QRコードにも必然的に記載しない事となるのでしょうか？転出証明書に無い場合は、住民異動届の記入内容と合わせて、受付をしている現在は問題ないのですが、書かせない窓口を目指している自治体にとって、せっかくQRコードを読み取っても、ふりがなだけは住民の確認が必要になり、住民と職員の手間が増えます。	0	ふりがなの確認は必ず住民に対して行う必要があることから、ご指摘は当たらないと考える。
20.5.5 転入通知未着者一覧	L6861	(レイアウト)		転出者を調べやすくするために、出力順とページ番号を記載すべきと考える。		レイアウト案に、一覧作成の「日付」と一覧の「ページ番号」があり、またリストに掲載する者についても「個人番号」を記載することとしていることから、原案でも転入者の検索は容易であると考えます。
20.5.7 支援措置期間終了通知	L6881		以下を削除 ・支援措置の範囲 ・併せて支援実施中の者	住民記録システムとして実装すべき機能を実現するにあたり、必須の管理項目でないため、出力不要と考えます。	2	支援措置にあたり必要な項目と考えられることから、原案を維持することとし、当該項目については1.1.15（支援対象者管理）において住民記録システムにおいて管理すべき項目に追加する。
20.5.11 転（編）入学通知書	L6914～ L6923	20.5.11 転（編）入学通知書		7.3.1 転入学通知等に記載したとおりです。住基法の枠で様式を標準化することはできません。	2	他業務関係については、本仕様書の対象外とする。（第1章で整理）
第5章 データ要件						

該当項目	行番号	修正前	修正案	修正の理由	対応方針	理由
30.1	データ構造	L6998 L7003	・具体的には、例えば、標準データ構造に従った最新のデータを一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、ベンダの既存パッケージシステムに取り込み、また、ベンダの既存パッケージシステムから一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、標準データ構造に従った最新のデータを出力することも許容する。 ・なお、その場合でも、標準データ構造に従ったデータは常に最新にしておくことが求められる。	・具体的には、例えば、他のベンダーから別のベンダーにパッケージシステムを移行するにあたっては、移行前のベンダの既存パッケージシステムでベンダ独自のデータ構造を標準データ構造に従った最新のデータに変換して出力し、移行後のベンダの既存パッケージでそれを独自のデータ構造に変換して取り込むことも許容する。 ・なお、その場合でも、システム間データ連携では標準データ構造に従ったデータを出力できることが求められる。	この「例えば」は、システムを他社に移行する場合と拝察します。	2 実装すべき機能との平仄をとり、「例えば」の次に「他システムとの連携時やシステム更改時に」を追加。

第6章 非機能要件

別添資料3-1を参照

非機能要件の作成方針

2	地方公共団体の業務プロセス・システムの非機能要件の標準について		【追記】ファシリティ要件については、JDCC制定の「データセンターファシリティスタンダード」を参考に基準を設定する	BCPの観点から、ファシリティ要件の記載が必要ではないか？		0 ・標準非機能要件（案）では、BCPの観点等から復旧時間の目安等のサービス要件を定めており、その実現のための手段であるファシリティ要件について標準を定める必要はないことから、修正しない。
3	対象業務の性質（グループ②）		グループの細分化	内部情報である人事給与や財務会計と、住民サービスに直接影響する住民情報や福祉が同じグループになっているが、住民サービスを優先する観点からグループ②を細分化すべきではないか？また、人口レンジ毎に要求グレードを細分化してもよいのでは？		0 ・人事給与や財務会計については、標準非機能要件の対象外であり、それらがグループ②であるかどうかを決めているものではないため、そのことを理由に細分化することにはならない。 ・現段階においては、非機能要件が人口レンジ毎に異なるものはない。
5	最新の状況等を鑑みて修正する項目	・A.1.3.2 レベルを1下げる ・A.1.3.3 レベルを1下げる ・A.3.2.1 レベルを1下げる	変更なし	・A.1.3.2 12時間の停止は開庁時間まる一日で利用できないため、影響が大きすぎる ・A.1.3.3 一部機能の復旧では運用上の混乱を招く可能性がある。 ・A.3.2.1 同時罹災の可能性が高く、BCPの観点で効果が薄い		2 「A.1.3.3」について採用。 (詳細は、それぞれの項目で説明)

以下、別添資料3-2を参照

非機能要求グレード活用シート I 全庁的要素事項シート

C.1.2.2	運用・保守性 (通常運用)	外部データの利用可否	選択レベル2	ベンダーによる提案事項	データの復旧はクラウドサービスの重要事項であり、BCPの観点から外部のデータ保管は必要。業務復旧の観点から、アプリケーションサービスベンダーが責任をもってデータ復旧を保証する必要がある。RPOやRTOはベンダーの提案としてはどうか？	0 ご指摘のとおり障害発生時等においてアプリケーションサービスベンダーは責任をもってデータ復旧を保証する必要があることから、ベンダーが守るべき標準を示すこととしている。
C.2.3.5	運用・保守性 (保守運用)	OS等バッチ4適用タイミング	選択レベル4	選択レベル3	アプリケーションの動作保証の観点から、緊急性の高いものに限定	0 現在、選択レベル4を採用しているベンダも多数存在する。仮にレベル3とすると、緊急性の高いバッチの適用タイミングが不明確となることから、修正しない。
E.1.1.1	セキュリティ (前提条件・制約条件)	順守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	マトリクス説明 (例) ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・情報セキュリティポリシー	(例) ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・国内/海外の法律 ・資格認証	IPA2018版での更新による	2 ご指摘を踏まえ、「マトリクス説明」部分の文章を2018年版の内容に更新した。
E.4.3.4	セキュリティ (セキュリティリスク管理)	ウイルス定義ファイル適用タイミング	選択レベル2	選択レベル1	番号利用事務系ネットワークであるため、手動での反映も考慮し、レベルを下げてよいのではないか。	0 現在、選択レベル2を採用しているベンダも多数存在する。仮に、ウイルス定義ファイルの適用を定期保守時としてしまうと、緊急性の高いファイル適用が必要となった場合、タイムリーに適用できない恐れがあるため、修正しない。

非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要素事項シート

A.1.3.2	可用性 (継続性)	RTO（目標復旧時間） (業務停止時)	選択レベル2	選択レベル3	12時間では丸一日使用できない	0 現在、クラウドによりシステムを提供しているベンダのうち、レベル1を採用するベンダが一定数存在することから、レベル3を採用した場合、費用の大幅な増大につながるおそれがある。
A.1.3.3	可用性 (継続性)	RLO（目標復旧レベル） (業務停止時)	選択レベル1	選択レベル2	証明発行機能のみの復旧は重要だが、上記RTOとは別の基準を設けるべき。上記RTOでは全業務機能の復旧を目標とすべき	1 現在、クラウドによりシステムを提供しているベンダのうち、レベル2を採用するベンダが大多数であるため、修正する。
B.2.2.1	性能・拡張性 (性能目標値)	通常時バッチレスポンス順守度合い	選択レベル2	選択レベル2	—	— 「マトリクス説明」部分の文章を修正し、通常時の定義を明確化する修正を加える。 (右のJ143セルの赤字の修正。)
D.3.1.1	移行性 (移行対象(機器))	設備・機器の移行内容	選択レベル2	選択レベル3	—	— 現在、クラウドによりシステムを提供しているベンダのうち、レベル3を採用するベンダが大多数であるため、修正する。

非機能要求グレード活用シート III 実現方法要素事項シート

A.3.2.1	移行性 (災害対策)	保管場所分散度(外部保管データ)	選択レベル1	選択レベル2	—	— 現在、クラウドによりシステムを提供しているベンダのうち、レベル2を採用するベンダが大多数であるため、修正する。
E.3.1.2	セキュリティ (セキュリティ診断)	Web診断実施の有無	選択レベル1	選択レベル0	インターネットに接続するシステムではないため、必須としなくてよいのでは？	0 セキュリティの観点から、インターネットへの接続有無に関わらずWeb診断実施の対象であるWebサーバやWebアプリケーションに対するセキュリティ診断は必要である。

第7章 用語

続柄【つづきがら】				追加 「つづきがら」又は「ぞくがら」と読み方が人によって異なるケースがあるため、定義した方がよいと考える。	1 用語に追記
失踪宣告		なし	民法30条に規定される、不在者の生死が七年間明らかでないときに家庭裁判所が利害関係人の請求により失踪の宣告をすること。戸籍法上の「認定死亡」が該当し、住民票においても死亡とみなされる。申出により行われるのではなく、戸籍通知によって行われる。 戸籍が存在し、存命を前提とする不現住による職権削除とは異なる。	失踪と失踪宣告が混在しているため。 失踪宣告は死亡の扱いなので、関連業務にとっても大きくことなるので、きちんと使い分けるべき用語。住民記録業務にとって失踪は不現住という扱いである。	1 用語に追加